

上山市立南中学校「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月1日

いじめの定義

「いじめ」とは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

1 いじめ防止等のための対策に関する基本方針（基本理念）

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他いじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

（いじめの禁止）

すべての生徒は、いじめを行ってはならない。

（学校及び職員の責務）

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

（1）基本施策

ア 学校におけるいじめの防止

- （ア）学校の最重点目標の一つとして、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことを掲げ、積極的に取り組む。
- （イ）生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- （ウ）保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に生徒が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- （エ）いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、道徳、学級活動等の時間を利用し、人権擁護委員からの講話、人権書道・人権作文への取り組みや道徳集会等を実施する。

イ いじめの早期発見のための措置

（ア）いじめの調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ①生徒対象いじめアンケート調査（＋生徒指導アンケート「自分を見つめて」）
年4回（5、6、11、1月）
- ②保護者対象いじめアンケート調査
年2回（6月、11月）
- ③二者相談を通じた学級担任による生徒との教育相談
年3回（6月、11月、2月）
- ④Q－Uアンケート
年2回（7月、2月）

（イ）いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談ができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- ①スクールカウンセラーの活用

②いじめ相談窓口の設置

(ウ) いじめ防止等のための対策に従事する人材確保及び資質の向上

いじめ防止のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。

ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、外部講師を招き、インターネットや携帯電話の情報モラル研修会等を行う。

(2) いじめ防止に関する措置

ア いじめの防止等の対策のための組織「いじめ対策委員会」の設置

いじめ防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

<構成員>

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、
特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー

<活動>

- ①いじめの早期発見に関すること。(アンケート調査、教育相談等)
- ②いじめ防止に関すること。
- ③いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

<開催>

週1回を定例会(主任会・生徒指導係会)とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

イ いじめに対する措置

- (ア) いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- (イ) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (ウ) いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (エ) いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じる。
- (オ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、上山市教育委員会及び上山警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

ア 重大な事案が発生した旨を、上山市教育委員会に速やかに報告する。

イ 上山市教育委員会と協議の上当該事案に対処する組織を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒、保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめの隠蔽をせずいじめの事態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の２点を学校評価の項目に加え、適切に自校の取組を評価する。

ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。

イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。